

別 紙

※租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
<p>第2章 所得税法の特例</p> <p>第2節 不動産所得及び事業所得</p> <p>第1款の2 減価償却の特例</p> <p>第10条の5 (<u>特定地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除</u>)関係</p> <p>第11条(特定設備等の特別償却)関係</p> <p>第12条(特定地域における工業用機械等の特別償却)関係</p> <p>第2款 準備金</p> <p>第20条(<u>金属鉱業等鉱害防止準備金</u>)関係</p> <p>第20条の3(特定船舶に係る特別修繕準備金)関係</p> <p>第10条(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除)関係</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>10-5 措置法第10条の規定の適用上、試験研究費の額から控除する同条第1項に規定する「他の者(<u>当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。</u>)から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。</p> <p>(1) 国等からその試験研究費に充てるために交付を受けた補助金(法第42条第1項又は第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等を除く。)</p> <p>(2) 国立研究開発法人科学技術振興機構と締結した新技術開発委託契約に定めるところにより、同機構から返済義務の免除を受けた開発費の額(当該免除とともに金銭の支払をした場合には支払った金銭を控除した額)から引き渡した物件の未償却残額を控除した金額</p> <p>(3) 委託研究費の額</p> <p>(注) 法第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等は、その交付を受けた日の属</p>	<p>第2章 所得税法の特例</p> <p>第2節 不動産所得及び事業所得</p> <p>第1款の2 減価償却の特例</p> <p>第10条の5(雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除)関係</p> <p>第11条(特定設備等の特別償却)関係</p> <p><u>第11条の3(特定農産加工品生産設備の特別償却)関係</u></p> <p>第12条(特定地域における工業用機械等の特別償却)関係</p> <p>第2款 準備金</p> <p>第20条の3(特定船舶に係る特別修繕準備金)関係</p> <p>第10条(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除)関係</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>10-5 措置法第10条の規定の適用上、試験研究費の額から控除する同条第1項に規定する「他の者から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。</p> <p>(1) 国等からその試験研究費に充てるために交付を受けた補助金(法第42条第1項又は第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等を除く。)</p> <p>(2) 国立研究開発法人科学技術振興機構と締結した新技術開発委託契約に定めるところにより、同機構から返済義務の免除を受けた開発費の額(当該免除とともに金銭の支払をした場合には支払った金銭を控除した額)から引き渡した物件の未償却残額を控除した金額</p> <p>(3) 委託研究費の額</p> <p>(注) 法第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等は、その交付を受けた日の属</p>

する年分においては「他の者から支払を受ける金額」には含めないものとし、同条第2項の規定により総収入金額に算入すべき金額を、当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日の属する年分において「他の者から支払を受ける金額」に含める。

第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例)共通関係)

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

10の2～15共—1 減価償却資産について措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項及び第3項、第10条の4第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の4第1項、第11条から第13条の2まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2～15共—2 措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項及び第3項、第10条の4第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の4第1項、第11条から第13条の2まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

第10条の2((エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(附属機器等の同時設置の意義)

10の2—1 平成23年6月30日付財務省告示第219号の別表において本体と同時に設置することを条件として措置法第10条の2第1項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等(以下第10条の2関係において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。)に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

する年分においては「他の者から支払を受ける金額」には含めないものとし、同条第2項の規定により総収入金額に算入すべき金額を、当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日の属する年分において「他の者から支払を受ける金額」に含める。

第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例)共通関係)

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

10の2～15共—1 減価償却資産について措置法第10条の2第1項及び第6項、第10条の3第1項及び第3項、第10条の4第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の4第1項及び第3項、第11条から第13条の2まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2～15共—2 措置法第10条の2第1項及び第6項、第10条の3第1項及び第3項、第10条の4第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の4第1項及び第3項、第11条から第13条の2まで、第14条の2又は第15条の規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

第10条の2((エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(附属機器等の同時設置の意義)

10の2—1 平成23年6月30日付財務省告示第219号の別表において本体と同時に設置することを条件としてエネルギー環境負荷低減推進設備等(措置法第10条の2第1項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等をいう。10の2—4において同じ。)に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の2-2 措置法第10条の2第1項に規定する個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設（以下第10条の2関係において「取得等」という。）をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等は当該個人の営む事業の用に供したのものとして同条の規定を適用する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の2-3 個人が措置法第10条の2第3項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、エネルギー環境負荷低減推進設備等（車両及び運搬具を除く。）の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

第10条の3（中小事業者が機械等を取扱した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

(年の中途において中小事業者に該当しなくなった場合の適用)

10の3-1 個人が年の中途において措置法第10条の3第1項に規定する中小事業者（以下第10条の3関係において「中小事業者」という。）に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作（以下第10条の3関係において「取得等」という。）をして同項に規定する事業（以下第10条の3関係において「指定事業」という。）の用に供した同項に規定する特定機械装置等（以下第10条の3関係において「特定機械装置等」という。）については同項又は同条第5項の規定の適用があり、その該当しないこととなった日前に取得等をして指定事業の用に供した同条第3項に規定する特定生産性向上設備等（10の3-3の2及び10の3-11において「特定生産性向上設備等」という。）については同項又は同条第6項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法令第5条の5第8項第2号若しくは第3号又は措置法規則第5条の8第5項若しくは第6項に規定する取得価額の合計額がこれらの規定に規定する金額以上であるかどうかは、その中小事業者に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。

(取得価額の判定単位)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の2-2 措置法第10条の2第1項に規定する個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設（以下第10条の2関係において「取得等」という。）した機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該個人の営む事業の用に供したのものとして同条の規定を適用する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の2-3 個人が措置法第10条の2第3項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その取得等をした機械その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

第10条の3（中小事業者が機械等を取扱した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

(年の中途において中小事業者に該当しなくなった場合の適用)

10の3-1 個人が年の中途において措置法第10条の3第1項に規定する中小事業者（以下第10条の3関係において「中小事業者」という。）に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作（以下第10条の3関係において「取得等」という。）をして同項に規定する事業（以下第10条の3関係において「指定事業」という。）の用に供した同項に規定する特定機械装置等（以下第10条の3関係において「特定機械装置等」という。）については同項又は同条第5項の規定の適用があり、その該当しないこととなった日前に取得等をして指定事業の用に供した同条第3項に規定する特定生産性向上設備等（10の3-3の2及び10の3-11において「特定生産性向上設備等」という。）については同項又は同条第6項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法規則第5条の8第5項及び第6項に規定する取得価額の合計額がこれらの項に規定する金額以上であるかどうかは、その中小事業者に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。

(取得価額の判定単位)

10の3-2 措置法令第5条の5第3項又は第8項第1号若しくは第2号に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 1 措置法規則第5条の8第1項第1号、第2号及び第4号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、同項第1号、第2号又は第4号ごとに、これらの号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額により判定することに留意する。

2 措置法令第5条の5第8項第2号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、工具と器具及び備品とを区別してそれぞれごとの取得価額の合計額により判定することに留意する。

(取得価額の合計額で判定する特定生産性向上設備等)

10の3-2の2 措置法第10条の3第3項に規定する特定生産性向上設備等（以下この項において「中小事業者投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。）は、特定機械装置等及び同項に規定する生産性向上設備等（以下この項において「生産性向上設備等」という。）のいずれにも該当するものをいう。

(注) 例えば、生産性向上設備等に係る規模要件（措置法令第5条の5第8項第2号又は第3号に規定する取得価額に係る要件をいう。）のうち複数の減価償却資産（工具、器具及び備品又はソフトウェアに限る。以下この項において同じ。）の取得価額の合計額に係る要件について、特定機械装置等に該当する減価償却資産の取得価額のみ合計額による判定では当該規模要件を満たさない場合であっても特定機械装置等に該当しない減価償却資産を含めた判定において当該規模要件を満たすときには、その規模要件を満たす減価償却資産のうち特定機械装置等に該当するものは、中小事業者投資促進税制の特定生産性向上設備等に該当する。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)

10の3-3 措置法令第5条の5第3項又は第8項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、工具、器具及び備品又はソフ

10の3-2 措置法令第5条の5第3項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 措置法規則第5条の8第1項第1号、第2号及び第4号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、同項第1号、第2号又は第4号ごとに、これらの号に規定する工具、器具及び備品の取得価額の合計額により判定することに留意する。

(取得価額の合計額で判定する特定生産性向上設備等)

10の3-2の2 措置法第10条の3第3項に規定する特定生産性向上設備等（以下この項において「中小事業者投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。）は、特定機械装置等及び措置法第10条の5の4第1項に規定する特定生産性向上設備等（以下この項において「生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備等」という。）のいずれにも該当するものをいう。

(注) 例えば、生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備等に係る規模要件（措置法令第5条の6の4第2項第2号又は第4号に規定する取得価額に係る要件をいう。）のうち複数の減価償却資産（工具、器具及び備品又はソフトウェアに限る。以下この項において同じ。）の取得価額の合計額に係る要件について、特定機械装置等に該当する減価償却資産の取得価額のみ合計額による判定では当該規模要件を満たさない場合であっても特定機械装置等に該当しない減価償却資産を含めた判定において当該規模要件を満たすときには、その規模要件を満たす減価償却資産のうち特定機械装置等に該当するものは、中小事業者投資促進税制の特定生産性向上設備等に該当する。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)

10の3-3 措置法令第5条の5第3項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、工具、器具及び備品又はソフトウェアが

トウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

第10条の4（(地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)）関係

（中小事業者であるかどうかの判定の時期）

10の4-2 個人が措置法令第5条の5の2第1項に規定する中小事業者（以下第10条の4関係において「中小事業者」という。）に該当するかどうかは、措置法第10条の4第1項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

第10条の5（(特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除)）関係

（他の者から支払を受ける金額の範囲）

10の5-2 措置法第10条の5第4項第9号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下この項において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下この項において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額に限る。）

第10条の5の2（(特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)）関係

（特定中小事業者であるかどうかの判定の時期）

10の5の2-1 個人が措置法第10条の5の2第1項に規定する特定中小事業者に該当するかどうかは、同項に規定する経営改善設備（以下第10条の5の2関係において「経営

法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

第10条の4（(地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)）関係

（中小事業者であるかどうかの判定の時期）

10の4-2 個人が措置法令第5条の5の2第1項に規定する中小事業者（以下第10条の4関係において「中小事業者」という。）に該当するかどうかは、その取得等をした措置法第10条の4第1項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

第10条の5（(雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除)）関係

（他の者から支払を受ける金額の範囲）

10の5-2 措置法第10条の5第4項第8号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下この項において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下この項において同じ。）から支払を受けた給与負担金の額（出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額に限る。）

第10条の5の2（(特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)）関係

（特定中小事業者であるかどうかの判定の時期）

10の5の2-1 個人が措置法第10条の5の2第1項に規定する特定中小事業者に該当するかどうかは、その取得又は製作若しくは建設（以下第10条の5の2関係において「取

改善設備」という。)の取得又は製作若しくは建設(以下第10条の5の2関係において「取得等」という。)をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

第10条の5の3((雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除)関係

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5の3-3 措置法第10条の5の3第2項第3号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者(当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。)から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人(以下第10条の5の3関係において「出向者」という。)に対する給与を出向元個人(出向者を出向させている個人をいう。以下第10条の5の3関係において同じ。)が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等(出向者の出向を受けている法人等をいう。以下第10条の5の3関係において同じ。)から支払を受けた出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額(10の5の3-4において「給与負担金の額」という。)

(継続雇用制度対象者の判定)

10の5の3-6 措置法第10条の5の3第2項第7号の平均給与等支給額及び同項第8号の比較平均給与等支給額は、措置法令第5条の6の3第12項に規定する継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額を除いて計算するのであるが、個人が、同一の者に対する継続雇用前の職務に対する給与等の額と継続雇用後の職務に対する給与等の額とを同一の日に合計して支給している場合において、継続してその合計額を当該継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額としているときには、これを認める。

第10条の5の4((生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の5の4-5 措置法第10条の5の4第5項に規定する税額控除限度額(以下この項及び10の5の4-7において「税額控除限度額」という。)を計算する場合において、個

得等」という。)をした経営改善設備(同項に規定する「経営改善設備」をいう。以下第10条の5の2関係において同じ。)を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

第10条の5の3((雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除)関係

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5の3-3 措置法第10条の5の3第2項第3号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人(以下第10条の5の3関係において「出向者」という。)に対する給与を出向元個人(出向者を出向させている個人をいう。以下第10条の5の3関係において同じ。)が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等(出向者の出向を受けている法人等をいう。以下第10条の5の3関係において同じ。)から支払を受けた出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額(10の5の3-4において「給与負担金の額」という。)

(継続雇用制度対象者の判定)

10の5の3-6 措置法第10条の5の3第2項第7号の平均給与等支給額及び同項第8号の比較平均給与等支給額は、措置法令第5条の6の3第9項に規定する継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額を除いて計算するのであるが、個人が、同一の者に対する継続雇用前の職務に対する給与等の額と継続雇用後の職務に対する給与等の額とを同一の日に合計して支給している場合において、継続してその合計額を当該継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額としているときには、これを認める。

第10条の5の4((生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の5の4-5 措置法第10条の5の4第5項に規定する税額控除限度額(同条第6項の規定により同条第5項に規定する税額控除限度額とされる金額を含む。以下この項及び

人がその取得又は製作若しくは建設（10の5の4-6において「取得等」という。）をした特定生産性向上設備等（同条第1項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、当該特定生産性向上設備等の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

（注） 特定生産性向上設備等を事業の用に供した日の属する年（以下第10条の5の4関係において「供用年」という。）において、当該特定生産性向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

第10条の6（（所得税の額から控除される特別控除額の特例）関係

（控除可能期間の判定）

10の6-1 個人が措置法第10条の6第1項に規定する調整前事業所得税額超過額を有する場合において、同項各号に定める金額を構成する同条第2項の繰越税額控除に関する規定に規定する繰越税額控除限度超過額の控除可能期間（同項に規定する控除可能期間をいう。）については、当該繰越税額控除限度超過額が生じた年分ごとに判定するものとする。

（注） 繰越税額控除限度超過額とは、同条第1項各号に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。

第11条（（特定設備等の特別償却）関係

〔公害防止設備〕

（中小事業者であるかどうかの判定の時期）

11-9 個人が措置法第11条第1項の表の第1号の上欄に規定する中小事業者に該当するかどうかは、同項に規定する特定設備等の取得又は製作若しくは建設（11-10において「取得等」という。）をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

10の5の4-7において「税額控除限度額」という。）を計算する場合において、個人がその取得又は製作若しくは建設（10の5の4-6において「取得等」という。）をした特定生産性向上設備等（同条第1項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、当該特定生産性向上設備等の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

（注） 特定生産性向上設備等を事業の用に供した日の属する年（以下第10条の5の4関係において「供用年」という。）において、当該特定生産性向上設備等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

第10条の6（（所得税の額から控除される特別控除額の特例）関係

（控除可能期間の判定）

10の6-1 個人が措置法第10条の6第1項に規定する所得税額超過額を有する場合において、同項各号に定める金額を構成する同条第2項の繰越税額控除に関する規定に規定する繰越税額控除限度超過額の控除可能期間（同項に規定する控除可能期間をいう。）については、当該繰越税額控除限度超過額が生じた年分ごとに判定するものとする。

（注） 繰越税額控除限度超過額とは、同条第1項各号に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。

第11条（（特定設備等の特別償却）関係

〔公害防止設備〕

（中小事業者に該当する個人であるかどうかの判定の時期）

11-9 個人が措置法第11条第1項の表の第1号の上欄に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした特定設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(廃 止)

第11条の3((特定農産加工品生産設備の特別償却)関係)

(廃 止)

(中小事業者に該当する個人であるかどうかの判定の時期)

11の3-1 個人が措置法第11条の3第1項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その取得し、又は製作した同項に規定する特定農産加工品生産設備(以下第11条の3関係において「特定農産加工品生産設備」という。)を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(廃 止)

(事業の用に供したものとされる特定農産加工品生産設備の貸与)

11の3-2 個人が、自己の下請業者(措置法第11条の3第1項に規定する経営改善計画の承認を受けたものに限る。)で同項の特定農産加工業(以下「特定農産加工業」という。)に属する事業を営むものに対し、当該事業の用に供する特定農産加工品生産設備を貸し付けている場合において、当該特定農産加工品生産設備が専ら当該個人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている特定農産加工品生産設備は当該個人の営む特定農産加工業に属する事業の用に供したものと取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、特定農産加工業に属する事業に該当しない。

(廃 止)

(取得価額の判定単位)

11の3-3 措置法令第6条の2第1項に規定する機械及び装置の1台又は1基の取得価額が340万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となつて使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(廃 止)

(国庫補助金等をもって取得等した特定農産加工品生産設備の取得価額)

11の3-4 措置法令第6条の2第1項に規定する機械及び装置の取得価額が340万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項各号に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却))関係

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

12-14 個人が措置法第12条第3項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、産業振興機械等の取得等をした日及び指定事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

第13条((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却))関係

13-1 削除

(公共職業安定所の長の証明)

13-2 措置法令第6条の5の公共職業安定所の長の証明は、少なくとも当該年分の確定申告書の提出期限までに受けるものとし、税務署長の要求があった場合には、遅滞なく提示できるよう保存しておくものとする。

(常時雇用する者の判定)

13-4 措置法令第6条の5第2項から第5項までに規定する常時雇用する者かどうかは、1週間の所定労働時間が20時間以上であるかどうかにより判定する。

(短時間労働者等の意義)

13-5 措置法令第6条の5第2項、第3項第1号及び第5項に規定する短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間未満である労働者をいい、同条第3項第3号に規定する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間未満である身体障害者又は知的障害者をいい、同項第4号に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間未満である重度身体障害者又は重度知的障害者をいい、同項第5号に規定する精神障害者である短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間未満である精神障害者をいう。

第2款 準備金

第20条((金属鉱業等鉱害防止準備金))関係

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却))関係

(中小事業者に該当する個人であるかどうかの判定の時期)

12-14 個人が措置法第12条第3項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その取得等をした産業振興機械等を指定事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

第13条((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却))関係

(障害者として取り扱うことができる者)

13-1 所得税基本通達2-38の取扱いは、措置法第13条第3項第1号に規定する障害者について準用する。

(公共職業安定所の長の証明)

13-2 措置法令第6条の5第2項から第5項までの公共職業安定所の長の証明は、少なくとも当該年分の確定申告書の提出期限までに受けるものとし、税務署長の要求があった場合には、遅滞なく提示できるよう保存しておくものとする。

(新 設)

(新 設)

第2款 準備金

(新 設)

(必要経費に算入されなかった金属鉱業等鉱害防止準備金がある場合)

20-1 個人が金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている特定施設（措置法第20条第1項に規定する特定施設をいう。）について、既に積み立てた金属鉱業等鉱害防止準備金のうちに必要経費に算入されなかった部分の金額がある場合においても、同条第2項に規定する「鉱害防止事業を実施する場合において、同法第9条の規定により当該特定施設に係る鉱害防止積立金の取戻しをしたとき」の同項の規定により総収入金額に算入する金額は、必要経費の算入により積み立てられた金属鉱業等鉱害防止準備金の金額のうち同項に規定する取戻しをした鉱害防止積立金の額に達するまでの金額であることに留意する。

第28条の2（(中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例)）関係

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

28の2-1 青色申告書を提出する個人が措置法第28条の2第1項に規定する中小事業者（以下第28条の2関係において「中小事業者」という。）に該当するかどうかは、原則として、同項に規定する少額減価償却資産の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をした日及び業務の用に供した日の現況により判定する。ただし、その年12月31日において中小事業者に該当する個人が、その年の中小事業者に該当する期間において取得等をして業務の用に供した同条第1項に規定する少額減価償却資産を対象として同項の規定の適用を受けている場合には、これを認める。

第40条の3の3（(非居住者の内部取引に係る課税の特例)）関係

(最も適切な算定方法の選定に当たって留意すべき事項)

40の3の3-1

(注) 差異調整等とは、差異調整（同条第2項第1号イに規定する調整並びに措置法令第25条の18の3第3項、第4項及び第5項第1号から第5号までに規定する必要な調整をいう。以下同じ。）並びに措置法第40条の3の3第2項第1号ニに掲げる準ずる方法、措置法令第25条の18の3第8項第6号に掲げる方法及び措置法第40条の3の3第2項第2号に定める方法に係る差異調整に相当する調整をいう。

第41条（(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)）関係

(家屋の床面積)

41-10 措置法令第26条第1項第1号及び第26項第3号イに規定する家屋の床面積は、各

(新 設)

第28条の2（(中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例)）関係

(年の中途において中小事業者に該当しなくなった場合の適用)

28の2-1 青色申告書を提出する個人で措置法第28条の2第1項に規定する中小事業者（以下第28条の2関係において「中小事業者」という。）が年の中途において中小事業者に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に、取得し、又は製作し、若しくは建設して業務の用に供した同項に規定する少額減価償却資産については、同項の規定の適用があることに留意する。

第40条の3の3（(非居住者の内部取引に係る課税の特例)）関係

(最も適切な算定方法の選定に当たって留意すべき事項)

40の3の3-1

(注) 差異調整等とは、差異調整（同条第2項第1号イに規定する調整並びに措置法令第25条の18の3第3項、第4項及び第5項第1号から第5号までに規定する必要な調整をいう。以下同じ。）並びに措置法第40条の3の3第2項第1号ニに掲げる準ずる方法、措置法令第25条の18の3第7項第6号に掲げる方法及び措置法第40条の3の3第2項第2号に定める方法に係る差異調整に相当する調整をいう。

第41条（(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)）関係

(家屋の床面積)

41-10 措置法令第26条第1項第1号及び第27項第3号イに規定する家屋の床面積は、各

階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（登記簿上表示される床面積）による。

（区分所有する部分の床面積）

41-11 措置法令第26条第1項第2号及び第26項第3号ロに規定する「その者の区分所有する部分の床面積」とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分の床面積をいうのであるが、当該床面積は、登記簿上表示される壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。

（注） 専有部分の床面積には、数個の専有部分に通ずる廊下、階段室、エレベーター室、共用の便所及び洗面所、屋上等の部分の面積は含まれない。

（店舗併用住宅等の場合の床面積基準の判定）

41-12 自己の居住の用以外の用に供される部分がある家屋又は共有物である家屋が措置法令第26条第1項各号又は第26項第3号イ若しくはロの床面積基準に該当するかどうかの判定に当たっては、次のことに留意する。

- (1) その家屋（措置法令第26条第1項第2号又は第26項第3号ロに規定する家屋にあっては、その者の区分所有する部分。以下この項において同じ。）の一部がその者の居住の用以外の用に供される場合には、当該居住の用以外の用に供される部分の床面積を含めたその家屋全体の床面積により判定する。
- (2) その家屋が共有物である場合には、その家屋の床面積にその者の持分割合を乗じて計算した面積ではなく、その家屋全体の床面積により判定する。

（共済会等からの借入金）

41-15 措置法第41条第1項第4号に規定する使用者（以下この項及び41-21において「使用者」という。）の役員又は使用人をもって組織した団体で、これらの者の親睦又は福利厚生に関する事業を主として行っているもの（以下この項において「共済会等」という。）の構成員（同号に規定する「所得税法第28条第1項に規定する給与等又は同法第30条第1項に規定する退職手当等の支払を受ける個人」に限る。）が、その構成員である地位に基づいて共済会等から借り入れた新築等（当該新築等とともにする措置法第41条第1項各号に規定する敷地の用に供される又は供されていた土地等の取得（以下第41条関係において「敷地の取得」という。）がある場合には、当該敷地の取得を含む。）又は増改築等に係る借入金は、その共済会等の行う事業が使用者の事業の一部であると認められる場合に限り、使用者から借り入れた借入金に該当するものとする。

（注） 共済会等の行う事業が、使用者の事業の一部と認められるかどうかは、所得税基本通達2-8及び2-9の取扱いによる。

階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（登記簿上表示される床面積）による。

（区分所有する部分の床面積）

41-11 措置法令第26条第1項第2号及び第27項第3号ロに規定する「その者の区分所有する部分の床面積」とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分の床面積をいうのであるが、当該床面積は、登記簿上表示される壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。

（注） 専有部分の床面積には、数個の専有部分に通ずる廊下、階段室、エレベーター室、共用の便所及び洗面所、屋上等の部分の面積は含まれない。

（店舗併用住宅等の場合の床面積基準の判定）

41-12 自己の居住の用以外の用に供される部分がある家屋又は共有物である家屋が措置法令第26条第1項各号又は第27項第3号イ若しくはロの床面積基準に該当するかどうかの判定に当たっては、次のことに留意する。

- (1) その家屋（措置法令第26条第1項第2号又は第27項第3号ロに規定する家屋にあっては、その者の区分所有する部分。以下この項において同じ。）の一部がその者の居住の用以外の用に供される場合には、当該居住の用以外の用に供される部分の床面積を含めたその家屋全体の床面積により判定する。
- (2) その家屋が共有物である場合には、その家屋の床面積にその者の持分割合を乗じて計算した面積ではなく、その家屋全体の床面積により判定する。

（共済会等からの借入金）

41-15 措置法第41条第1項第4号に規定する使用者（以下この項及び41-21において「使用者」という。）の役員又は使用人をもって組織した団体で、これらの者の親睦又は福利厚生に関する事業を主として行っているもの（以下この項において「共済会等」という。）の構成員（同号に規定する「所得税法第28条第1項に規定する給与等又は同法第30条第1項に規定する退職手当等の支払を受ける居住者」に限る。）が、その構成員である地位に基づいて共済会等から借り入れた新築等（当該新築等とともにする措置法第41条第1項各号に規定する敷地の用に供される又は供されていた土地等の取得（以下第41条関係において「敷地の取得」という。）がある場合には、当該敷地の取得を含む。）又は増改築等に係る借入金は、その共済会等の行う事業が使用者の事業の一部であると認められる場合に限り、使用者から借り入れた借入金に該当するものとする。

（注） 共済会等の行う事業が、使用者の事業の一部と認められるかどうかは、所得税基本通達2-8及び2-9の取扱いによる。

(著しく低い金利による利息である住宅借入金等)

41-21 次の(1)又は(2)に掲げる住宅借入金等につきそれぞれに掲げる金額が、支払うべき利息の額の算定方法に従い、その算定の基礎とされた当該住宅借入金等の額及び利息の計算期間を基として措置法令第26条第27項第1号及び第2号に規定する「基準利率」により計算した利息の額の年額に相当する金額に満たない場合には、当該住宅借入金等は、同項第1号又は第2号に規定する場合に該当する。

- (1) 使用者から借り入れた住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額に相当する金額
- (2) 使用者からいわゆる利子補給金の支払を受けている住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額からその年において支払を受けた利子補給金の額（当該支払うべき利息の額に対応するものをいう。）の合計額を控除した残額

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41-16の適用があることに留意する。ただし、年の中途において、同一の利用者との間で上記(1)に掲げる住宅借入金等の借換えが行われている場合は、当初の借入金等も「基準利率により計算した利息の額の年額」及び「その年において支払うべき利息の額の合計額」の計算に含まれる。

第41条の3の2（(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)）関係

(要介護認定、要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者の判定)

41の3の2-1 措置法第41条の3の2第1項に規定する個人又は個人と同居を常況としている親族が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定（以下この項において「要介護認定」という。）若しくは同条第2項に規定する要支援認定（以下この項において「要支援認定」という。）を受けている者又は法第2条第1項第28号に規定する障害者（以下この項において「障害者」という。）に該当する者であるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項に規定する住宅の増改築等をして、その家屋（その増改築等に係る部分に限る。）を居住の用に供した日の属する年の12月31日（これらの者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。また、これらの者が年の中途において要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者に当たらないこととなった場合には、その当たらないこととなった時の直前の時。）の現況によることに留意する。

なお、当該判定の時において要介護認定又は要支援認定を受けていない者であっても、当該認定を申請中であり、同項の規定の適用を受けようとする確定申告書を提出すると

(著しく低い金利による利息である住宅借入金等)

41-21 次の(1)又は(2)に掲げる住宅借入金等につきそれぞれに掲げる金額が、支払うべき利息の額の算定方法に従い、その算定の基礎とされた当該住宅借入金等の額及び利息の計算期間を基として措置法令第26条第28項第1号及び第2号に規定する「基準利率」により計算した利息の額の年額に相当する金額に満たない場合には、当該住宅借入金等は、同項第1号又は第2号に規定する場合に該当する。

- (1) 使用者から借り入れた住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額に相当する金額
- (2) 使用者からいわゆる利子補給金の支払を受けている住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額からその年において支払を受けた利子補給金の額（当該支払うべき利息の額に対応するものをいう。）の合計額を控除した残額

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41-16の適用があることに留意する。ただし、年の中途において、同一の利用者との間で上記(1)に掲げる住宅借入金等の借換えが行われている場合は、当初の借入金等も「基準利率により計算した利息の額の年額」及び「その年において支払うべき利息の額の合計額」の計算に含まれる。

第41条の3の2（(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)）関係

(要介護認定、要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者の判定)

41の3の2-1 措置法第41条の3の2第1項に規定する居住者又は居住者と同居を常況としている親族が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定（以下この項において「要介護認定」という。）若しくは同条第2項に規定する要支援認定（以下この項において「要支援認定」という。）を受けている者又は法第2条第1項第28号に規定する障害者（以下この項において「障害者」という。）に該当する者であるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項に規定する住宅の増改築等をして、その家屋（その増改築等に係る部分に限る。）を居住の用に供した日の属する年の12月31日（これらの者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。また、これらの者が年の中途において要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者に当たらないこととなった場合には、その当たらないこととなった時の直前の時。）の現況によることに留意する。

なお、当該判定の時において要介護認定又は要支援認定を受けていない者であっても、当該認定を申請中であり、同項の規定の適用を受けようとする確定申告書を提出すると

きまでに当該申請に基づき当該認定を受けた者は、当該判定の時ににおいて要介護認定又は要支援認定を受けている者として差し支えない。

(増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が住宅の増改築等に要した費用等の額を超える場合)

41の3の2-2 措置法令第26条の4第2項の規定は、同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額の合計額、断熱改修住宅借入金等の金額の合計額又は多世帯同居改修住宅借入金等の金額の合計額（以下この項において「増改築等住宅借入金等の金額の合計額等」という。）が同項に規定する住宅の増改築等に要した費用の額を超える場合に適用されるのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれ次に定める金額（同項に規定する補助金等の交付を受ける場合又は措置法令第26条第5項に規定する住宅取得等資金の贈与を受けた場合には当該補助金等の額又は当該住宅取得等資金の額を控除した金額）に達するまでの部分の金額が当該増改築等住宅借入金等の金額の合計額等となることに留意する。

- (1) 措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する住宅の増改築等（以下この項において「住宅の増改築等」という。）に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が、当該住宅の増改築等に要した費用の額（以下この項において「住宅の増改築等に要した費用の額」という。）を超える場合 住宅の増改築等に要した費用の額
- (2) 住宅の増改築等及び敷地の取得の両方に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が、当該住宅の増改築等に要した費用の額と当該敷地の取得の対価の額（以下この項において「敷地の取得対価の額」という。）との合計額（以下この項において「住宅の増改築等に要した費用等の額」という。）を超える場合 住宅の増改築等に要した費用等の額
- (3) 敷地の取得に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額

(注) 1 増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が住宅の増改築等に要した費用の額、住宅の増改築等に要した費用等の額又は敷地の取得対価の額（以下この項において「増改築等の額等」という。）を超えるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の住宅の増改築等又は敷地の取得ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の増改築等住宅借入金等の金額の合計額等は、同条第1項、第5項又は第8項の規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の増改築等住宅借入金等の金額の合計額等の残高をいう。

きまでに当該申請に基づき当該認定を受けた者は、当該判定の時ににおいて要介護認定又は要支援認定を受けている者として差し支えない。

(増改築等住宅借入金等の金額又は断熱改修住宅借入金等の金額の合計額が住宅の増改築等に要した費用等の額を超える場合)

41の3の2-2 措置法令第26条の4第2項の規定は、措置法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等（以下この項において「増改築等住宅借入金等」という。）の金額又は同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等（以下この項において「断熱改修住宅借入金等」という。）の金額の合計額が措置法令第26条の4第2項に規定する住宅の増改築等に要した費用の額を超える場合に適用されるのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれ次に定める金額（同項に規定する補助金等の交付を受ける場合には当該補助金等の額を控除した金額）に達するまでの部分の金額が当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額の合計額となることに留意する。

- (1) 措置法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する住宅の増改築等（以下この項において「住宅の増改築等」という。）に係る増改築等住宅借入金等の金額又は断熱改修住宅借入金等の金額の合計額が、当該住宅の増改築等に係る工事に要した費用の額（以下この項において「住宅の増改築等に要した費用の額」という。）を超える場合 住宅の増改築等に要した費用の額
- (2) 住宅の増改築等及び敷地の取得の両方に係る増改築等住宅借入金等の金額又は断熱改修住宅借入金等の金額の合計額が、当該住宅の増改築等に要した費用の額と当該敷地の取得の対価の額（以下この項において「敷地の取得対価の額」という。）との合計額（以下この項において「住宅の増改築等に要した費用等の額」という。）を超える場合 住宅の増改築等に要した費用等の額
- (3) 敷地の取得に係る増改築等住宅借入金等の金額又は断熱改修住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額

(注) 1 増改築等住宅借入金等の金額又は断熱改修住宅借入金等の金額の合計額が住宅の増改築等に要した費用の額、住宅の増改築等に要した費用等の額又は敷地の取得対価の額（以下この項において「増改築等に要した費用等の額等」という。）を超えるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項又は第5項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の住宅の増改築等又は敷地の取得ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の増改築等住宅借入金等の金額又は断熱改修住宅借入金等の金額の合計額は、同条第1項又は第5項の規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の増改築等住宅借入金等の金額又は断熱改修住宅借入金等の金額の残高の合計額をいう。

2 増改築等の額等には、その家屋の当該住宅の増改築等に係る部分又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する増改築等の額等が含まれる。

(特定増改築等住宅借入金等特別控除の規定を適用した場合の効果)

41の3の2-4 措置法第41条の規定の適用に当たって、その者の選択により同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出するとき又は当該確定申告書を提出した年分以外の増改築等特例適用年（同条第1項、第5項又は第8項に規定する増改築等特例適用年をいう。）に係る年分において同法第41条の規定を適用するときにおいても、当該選択をし適用した同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定を適用することに留意する。

(注) 措置法第41条の規定の適用に当たって、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

第41条の19の3（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）関係

(高齢者等居住改修工事等の日等)

41の19の3-1 自己が居住の用に供するためにいわゆる建築工事請負契約により工事をした家屋に係る措置法第41条の19の3第1項に規定する「高齢者等居住改修工事等の日」、同条第3項に規定する「一般断熱改修工事等の日」又は同条第5項に規定する「多世帯同居改修工事等の日」とは、その者が請負人から同条第7項に規定する「高齢者等居住改修工事等」（41の19の3-2において「高齢者等居住改修工事等」という。）、「同条第8項に規定する「一般断熱改修工事等」（41の19の3-2において「一般断熱改修工事等」という。）又は同条第9項に規定する「多世帯同居改修工事等」（41の19の3-2において「多世帯同居改修工事等」という。）に係る部分につき引渡しを受けた

2 当該住宅の増改築等又は当該敷地の取得において措置法第70条の2及び第70条の3の規定の適用を受ける場合の、増改築等住宅借入金等の金額又は断熱改修住宅借入金等の金額の合計額が増改築等に要した費用の額等を超えるかどうかの判定は、同法第70条の2の規定の適用を受ける部分の金額及び同法第70条の3第3項第5号に規定する住宅取得等資金のうち相続税法第21条の12の規定の適用を受ける部分の金額を当該増改築等に要した費用の額等から控除した金額に基づいて行う。

3 増改築等に要した費用の額等には、その家屋の当該住宅の増改築等に係る部分又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する住宅の増改築等に要した費用の額等が含まれる。

(特定増改築等住宅借入金等特別控除の規定を適用した場合の効果)

41の3の2-4 措置法第41条の規定の適用に当たって、その者の選択により同法第41条の3の2第1項又は第5項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出するとき又は当該確定申告書を提出した年分以外の増改築等特例適用年（同条第1項又は第5項に規定する増改築等特例適用年をいう。）に係る年分において同法第41条の規定を適用するときにおいても、当該選択をし適用した同法第41条の3の2第1項又は第5項の規定を適用することに留意する。

(注) 措置法第41条の規定の適用に当たって、同法第41条の3の2第1項又は第5項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

第41条の19の3（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）関係

(高齢者等居住改修工事等の日又は一般断熱改修工事等の日)

41の19の3-1 自己が居住の用に供するためにいわゆる建築工事請負契約により工事をした家屋に係る措置法第41条の19の3第1項に規定する「高齢者等居住改修工事等の日」又は同条第3項に規定する「一般断熱改修工事等の日」とは、その者が請負人から当該同条第6項に規定する「高齢者等居住改修工事等」（次項において「高齢者等居住改修工事等」という。）又は同条第7項に規定する「一般断熱改修工事等」（次項において「一般断熱改修工事等」という。）に係る部分につき引渡しを受けた日をいうものとして取り扱って差し支えない。

日をいうものとして取り扱って差し支えない。

(住宅特定改修特別税額控除の規定を適用した場合の効果)

41の19の3-2 措置法第41条の19の3第1項、第3項又は第5項に規定する「居住用の家屋」について高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等又は多世帯同居改修工事等をしたことにつき、同条第1項、第3項又は第5項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、当該適用をした同条第1項、第3項又は第5項の規定を適用することに留意する。

(注) 措置法第41条の19の3第1項、第3項又は第5項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

第41条の19の4(認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除)関係

(税額控除等の順序)

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の3の規定による雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の4の規定による生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。)
- (11) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の

(住宅特定改修特別税額控除の規定を適用した場合の効果)

41の19の3-2 措置法第41条の19の3第1項又は第3項に規定する「居住用の家屋」について高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をしたことにつき、同条第1項又は第3項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、当該適用をした同条第1項又は第3項の規定を適用することに留意する。

(注) 措置法第41条の19の3第1項又は第3項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

第41条の19の4(認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除)関係

(税額控除等の順序)

41の19の4-4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の3の規定による雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の4の規定による生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(同法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。)
- (11) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の

特別控除

- (12) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (18) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除

特別控除

- (12) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (18) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除